



こんにちは日本共産党です

八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047-752-0453 植田 進 ☎047-487-9754
伊原 忠 ☎047-488-7207 飯川英樹 ☎080-1239-8132

ホームページへ▶



市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>

共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp

第403号

2019年4月22日

発行

日本共産党
八千代市議会議員団

八千代市大和田新田
312-5

コンクリートブロック塀等撤去費の補助制度新設

昨年6月に起きた大阪北部地震で、小学生がブロック塀の下敷きになって死亡するという痛ましい事故を受け、学校のブロック塀の撤去が進められ、同時に、通学路にあるブロック塀等についても撤去を求める声が広がっていました。日本共産党は昨年の9月議会に続いて10月にも国政要求として国に交渉しました。

全国の自治体では、早速撤去にかかる費用の一部を補助する制度が導入されてきました。八千代市でも、撤去費用に対する補助を求める声が強まるなかで、2019年新規事業として、補助制度が新設されることになりました。

補助制度にかかわる内容について

■補助の対象となる塀として、

- (1) 建築基準法上の道路等に面して設置された建築物に附属するコンクリートブロック塀等
- (2) 事前相談による調査で危険と判断したもの一事前相談書の提出が必要



■補助の対象となる事業

危険コンクリートブロック塀等の全部または一部の撤去

■補助の対象となる方

危険コンクリートブロック塀の所有者

但し、自ら撤去する方、法人その他の団体は対象外です。

■補助金額

撤去工事にかかる費用と撤去する面積に1平方メートル当たり6000円を乗じて得た額のうちいざれか少ない額（上限10万円）

2019年5月15日から事前相談受付です。

日本共産党の提案で、補助金の代理受領が始まります

日本共産党は議会の質問で、代理受領制度の導入を進めるべきと求めてきました。今回、ブロック塀等の補助制度の開始にあたって、代理受領制度も開始されます。

代理受領とは、申請者が工事等にかかった費用から補助金額を差し引いた残額を受注者へ支払い、申請者から委任された受注者が補助金請求を行い、市が補助金を受注者に直接支払うことです。

申請者は工事等にかかった費用の全額を受注者に支払う必要がなくなり、申請者の初期費用負担を軽減することができます。（詳細は、やちよ広報5月1日号に）

日本共産党は、これからも安心・安全のまちづくりの実現に全力で頑張ります。